県立高等学校における一斉臨時休業期間中の分散登校について

県立学校については、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、令和2年3月3日(火)から学年末休業の開始日の前日まで一斉臨時休業することとし、この間、一斉に登校させ、教室等において集団に対して指導等をすることを控える対応をとってきたところですが、新年度に向けて生徒の指導を適切に行う観点から、県立高等学校において、令和2年3月23日(月)から一斉臨時休業が終了するまでの間、ホームルーム又は学年等の単位で出校させて一斉指導を行う機会(分散登校)を設けることができることとします。

各校においては、下記に留意しながら適切に対応するようお願いします。

記

- 1 分散登校による指導内容として、次に掲げるものなどが想定されるが、各校においては生徒の実情等を踏まえ、実施が必要かどうかを含めて判断すること。
 - ・ 学習の状況の確認、新たな学習課題の提示及び学習支援
 - ・ 生徒の心身の健康状態の確認
 - 臨時休業期間中の生活上の注意
 - ・ 年度末及び年度始めに関する事項の連絡及び指示等
- 2 分散登校を実施する場合は、次のことに留意すること。
 - ホームルーム単位又は学年単位等で実施日時を分けるなど、できるだけ多く の生徒が同時に登校することがないよう実施すること。
 - 十分に感染防止対策を講じること。
 - 指導はできるだけ短時間で行うこと。
 - ・ 生徒の登校に当たり、可能な限り公共交通機関が混雑しないよう配慮すること。
 - ・ 臨時休業期間中であることから、出席しなければならない日数には入らない こと。